知内町国土強靭化地域計画【概要版】

1 計画の策定趣旨・位置づけ

■計画の策定趣旨

我が国では、台風や地震等の大規模自然災害に度々見舞われ、その度に甚大な被害を受けてきました。2011 年に発災した東日本大震災では、これまで進めてきたハード中心の対策の限界が指摘されました。近年においても、全国各地で様々な自然災害が頻発化・激甚化していることから、発災後に長期間を要する復旧復興を図るのではなく、平時から備えを行う必要性が求められています。このようなことを背景に、国土強靭化基本法が公布・施行され、国や北海道において、国土強靭化のための計画が策定されています。

このような動向を踏まえ、知内町では、国・道との調和を図りつつ、国や道、関係機関などの関係者相互の連携のもと、知内町の強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として、「知内町国土強靭化地域計画」（以下「本計画」と記載）を策定します。

■計画の位置づけ

本計画は、国土強靭化基本法第13条に基づき策定するもので、国が策定した国土強靭化基本計画と調和を図るとともに、北海道地域強靭化計画との連携・役割分担を考慮しています。

また、本計画は、町政の基本方針である「知内町まちづくり総合計画」との整合・調和を図りながら、災害の発災前から計画的に強靭化を目指すことを目的としています。

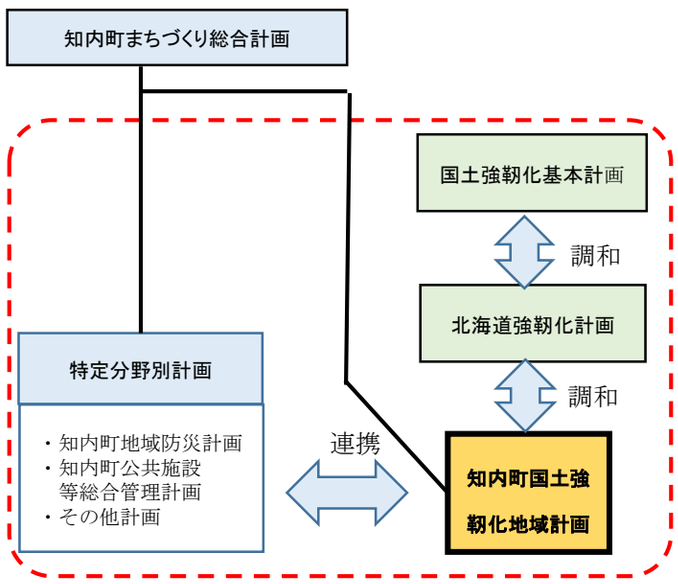

2 知内町の強靭化の基本的な考え方

本計画における基本目標は、基本計画及び北海道地域強靭化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり設定します。

Ⅰ　大規模自然災害や事故から町民の生命・財産を守る
Ⅱ　本町が本州との連絡口にある強みを活かし、国・道全体の強靭化に貢献する
Ⅲ　本町の持続的成長を促進する

3 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第９条第５項）、国の基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

当町としても、本計画に掲げる知内町地域強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

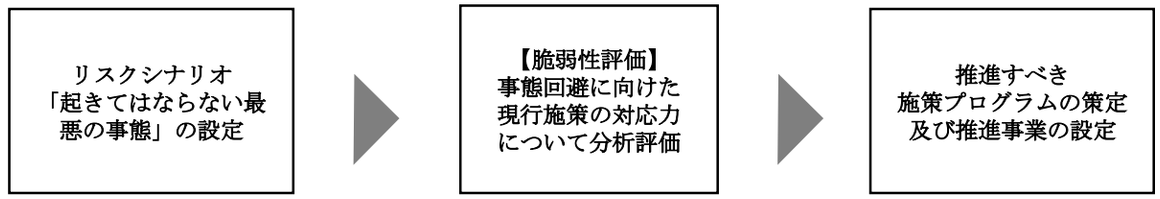

4 施策プログラムの策定等

■施策プログラム策定の考え方

３に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、町における強靭化施策の取組方針を示す「知内町地域強靭化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、当町のみならず国、道、町、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめた。

■施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

知内町で掲げる「災害に対する意識向上」、「防災・減災に向けた取組みの促進」、「災害の未然防止」の実現を図るとともに、知内町の強靭化を北海 道・国の強靭化へとつなげるため、「北海道強靭化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

主な施策の推進方針（抜粋）

国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など町の地域特性等や、過去の災害事例、知内町の安心安全にとって重要なライフラインなどへの影響等も勘案し、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つの分野で２６のカテゴリーに区分し、「起きてはならない最悪の事態」と「主な施策の推進方針」の抜粋を掲載します。

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		主な施策の推進方針（抜粋）
人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	●住宅・建築物等の耐震化に係る推進等
	1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	●警戒避難体制の整備に係る推進等
	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	●津波避難体制の整備　●海岸保全施設等の整備
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	●洪水・内水ハザードマップの作成に係る推進等
	1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	●暴風雪時における道路管理体制整備　●除雪体制の確保
	1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	●積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	1-7	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態	●鉄道における防災性の向上
	1-8	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	●関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化　●地域防災活動の推進
救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	●支援物資の供給等に係る連携体制の整備　●非常用物資の備蓄促進
	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	●防災訓練等による救助・救急体制の強化に係る推進等
	2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	●被災時の医療支援体制の強化　●災害時における福祉的支援に係る推進
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●防疫対策に係る推進等
	2-5	観光客等の帰宅困難者の発生	●観光客などに対する対応強化
行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下	●他自治体との広域応援・受援体制の整備
ライフラインの確保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	●電力基盤の整備と電気事業者等との連携　●石油燃料供給の確保
	4-2	食料の安定供給の停滞	●農水産業の体質強化　●食料品の販路拡大・産地備蓄の推進に係る推進
	4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	●水道施設等の防災対策に係る推進　●下水道施設等の防災対策に係る推進
	4-4	町外道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	●交通ネットワークの整備に係る推進　●道路施設の防災対策等
経済活動の機能維持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	●企業における業務継続体制の強化　●被災企業等への金融支援
	5-2	町内外及び道内外における物流機能等の大幅な低下	●陸路における流通拠点の機能強化　●漁港による代替流通機能強化
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	●北海道石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策の推進
二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃	●森林・農地・農業水利施設の整備・保全に係る推進　●ダムの防災対策
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	●有害物質等の流失防止対策
迅速な復旧･復興等	7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	●災害廃棄物の処理体制の整備に係る推進等
	7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	●災害対応に不可欠な建設業との連携に係る推進　●啓発活動等の取組
	7-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	●普及復興事業のための技術職員の生活環境整備